慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	手塚豊著作集第九巻『明治法学教育史の研究』
Sub Title	Yutaka Tezuka, "Die Entwicklung der juristischen Ausbildung in der Meiji-Ära"
Author	内池, 慶四郎(Uchiike, Keishiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1988
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.61, No.10 (1988. 10) ,p.142- 148
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19881028-0142

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

手塚　豊　著作集　第九巻

『明治法学教育史の研究』

一

このたび本塾法学部名誉教授手塚豊博士が、その多年にわたる明治法制史研究の成果を、手塚豊著作集として逐次公刊せられるに至ったことは、博士の巨大な法史学の全貌を得るために便宜な道が漸く開かれたものであり、まことに喜ばしいことである。博士の従来の貴重な研究が広く各種の文献にわたって散在しているところから、研究者にとってその利用が必ずしも容易でなく、その復刊集成を希望する声が、かねてから塾の内外に高かったのであるが、博士の学問的関心は常に現在目下の研究対象に向けられており、現時点に至る研究過程としての旧稿を復刊することを潔しとされなかったようである。博士より学部・大学院を通じて親しくお教えをうける機会にめぐまれ、民法学の専攻者として実定法解釈学を研究対象とするようになってからも――むしろ実定法の解釈という課題を担ったがために――博士の諸研究からはかり知れない学問上の恩恵をうけてきた筆者にとっては、このたびの著作集刊行は、久しい念願がかなえられた思いがする。後進のための道しるべとして、漸くにその出版をうべなわれた恩師の慈悲を思うばかりである。

もとより専門の法制史家でない筆者は、博士の研究せられた成果について、その史学的価値を云々する資格も能力もない。筆者としては、かねてより実定法学の立場から、現行法の歴史的意味内容の確定という観点に立って、明治期における西欧法の継受がわが国近代法制の成立、運用におよぼした影響に関心をもつところから、そのような視角から管見のとどく範囲において本書「明治法学教育史の研究」（手塚豊著作集第九巻）の内容を考察したい。

二

本書は全体として、㈠司法省法学校関係、㈡慶應義塾法学部法律学科関係、そして㈢各大学法学部機関雑誌関係という三部門にわたる研究から構成されている。

その第一部は、大作「司法省法学校小史」を中心として、実質的にはその遺補にあたる「司法省御雇外人ブスケの法学校に関する建議」および「司法省御雇外人アッペールの司法省法学校卒業式演説」からなる。司法省法学校の開設より終結にいたる経緯とその卒業生の明治法曹界における影響を主題とする、

司法省法学校全史である。

第二部は、「慶應義塾大学法学部法律学科小史」が、明治六年の義塾における最初の法学講義に始まり同二三年の大学部法律科設置以降、昭和三二年（執筆時）現在の法学部法律学科にいたる間の法学教育・研究の進展を、その過程における学制の変遷と、その時々の代表的学者の業績を通じて追及したものであり、「慶應義塾法学事始」および「明治三十年頃の慶應義塾法律科」は、法律科前史ともいうべき明治一二年の夜間法律科設置の経緯と、法律科発足直後の明治三十年当時における義塾法学教育の情況を他学校と対比考察したものである。

そして第三部にあたる「わが国各大学における法学部門機関雑誌の変遷」は、明治初期以降のわが国の法律雑誌発刊の情況とその推移を、昭和一一年（執筆時）まで、その母胎である各大学法学部の研究活動との関連において検討した書誌学的研究である。

以上の三部門をまとめて「明治法学教育史」と題する本書は、独立して起稿された各研究主題の各論的多様さと、そこに駆使されている厖大な史料の精緻な分析とのために、全体の連絡を一見して読みとり難いものとしている観がある。しかしながら、ここでは明治期における近代法学の成立過程に対する、可能なあらゆる側面から迫る探索が、丹念慎重な原史料の発掘考証に基づいて進められているのであって、個々の研究が、実に息の長く、すそ野の広い研究の一環として、互に有機的に結びついていることに気づくのである。例えば、司法省法学校に代表される明治初期フランス法学継受という外国法摂取の系譜に対する抗流として、東京帝国大学系の英法学継受があり、それとは独立する形で慶應義塾におけるような英法重視の伝統が形成される。そして明治中期以降における近代法制確立に際しての路線決定をめぐる仏英両派の論戦の舞台となるのは、明法雑誌、法政志叢、法理精華、法学新報等の各機関誌なのである。そしてこのことは、本書一巻のみならず、手塚豊著作集全般についても通じていえることで、われわれは、その主題の多様さと史料の多彩さに眩惑されながら、その反面において明治という一つの個性的時代に徹底する研究の一貫性に驚嘆をおぼえる。

以下においては、紙数の制約上、本書の核心というべき司法省法学校史を中心にとりあげ、義塾法学部史については、その内容を簡単に紹介し若干の私見を述べるにとどめる。

三

司法省法学校は、来るべき近代的裁判制度に対処すべき法曹養成のためのフランス法学習の組織的企画であり、後の大規模なフランス法継受の端緒として重要な意義を持つものであった。この「司法省法学校小史」発表前においても、沼正也「司法省指令の形成をめぐる明法寮の役割」・「明法寮についての再論」（財産法の原理と家族法の原理六六二頁以下）、利谷信義「日本資本主義と法学エリート(一)——明治期の法学教育と官僚養成——」

（思想四九三号二二頁以下）、磯野誠一「司法省法学校の素描――明治期法学教育の一資料として」（法律時報三八巻五号一二頁以下）等の諸論説によって、司法省法学校の歴史的意義とその内容について概括的ないし部分的に研究が進められていた。

「司法省法学校小史」は、あらたに「懐旧録・旧司法省法学校沿革略誌及卒業生ノ現況」（法曹記事一三巻一一号以下に連載）、「司法省法学校係書類」（東大図書館蔵）に拠り、さらに当時の官員録・職員録、関係者の伝記・回顧談、各種新聞記事等の史料によりこれを補充して、明治五年七月の法学校創成より同二〇年末における同校活動の実質的終結に至るまでの経緯を克明に追及し、さらに同校卒業生がその後の法曹界にあたえた影響を、当時の各裁判所・検察庁における司法官の実数に照らして調査した実証的研究である。

すなわち「小史」第一章は、司法省法学校に関する従来の研究成果を述べ、本研究の骨子をなす主要史料を考証し、本研究の意図を提示する。

第二章においては、司法省における法学校開設の緒となる明法寮設置の事情、それに先立つ外人法律家招聘の決定、ブスケやボアソナードによる法学教育の開始と授業内容等にわたり、明治八年五月の明法寮廃止による法学校の司法省本省移管までの時期が扱われている。本章では、前任者ブスケとボアソナードとの間に教授担当をめぐるトラブルを生じていた事実が、ガリーの上申書に拠って明らかとされているが、この点は、発足時の外人教師間の微妙な対立関係が生徒におよぼしたであろう影響の面で、注目されよう。

なお本章の記述を補充するものとして、本書所収の「司法省御雇外人ブスケの法学校に関する建議」が重要である。司法省当局が、当時の裁判（渉外事件）における英米法の実務的必要性にも拘らず、何故にもっぱらフランス法の継受を志向したか、また多数の法曹を早急に養成すべき焦眉の急に迫られている情況下で、何故に拙速の方法をとらず、正則科にみられるような、長期八年間にわたる普通・専門の一貫教育という遠大な方途をとったかは、興味深い問題であるが、ブスケの建議の内容は、この点について貴重な示唆をあたえるものといえよう。

第三、第四章は、司法本省に移管された法学校が、明治五年八月入学の正則第一期生の処遇を完了（同九年八月）し、第二期生（同年七月入学―一七年七月卒業）、第三期生（一三年九月入学―東京法学校本科を経て東京帝国大学法科大学に編入）、第四期生（一七年一〇月入学―東京法学校予科、大学予備門、第一高等中学を経て東京帝国大学法科大学に進む）までの教育活動を進めながら、明治一七年一二月に正則科が廃止されて、あらたに文部省直轄として創設をみた東京法学校に移管されるまでの時期を対象とする。この東京法学校は翌一八年中に東京大学予備門、東京大学法学部に吸収統合されてしまうので、司法省法学校の正則科については、本章の扱う時期が、その制度も整備し、教育活動の充実した時期にあたる。ここでは司法省法学校における、「不進歩ノ

モノハ毎次之ヲ除退シ務メテ俊秀ヲ抜ク」（法学規則第七条）を旨とする、エリート官僚の養成に徹底した教育の実状が、当時の各種規則、科目表、考科表、在学生の回顧録等に拠り、なまなましいばかりに活写されている。

本章で注目されるのは、第一期生がブスケやボアソナードによる直接の薫陶指導をうけ、卒業後にボアソナードの教育や立法作業に参加協力する人々（例えば加太、井上操、一瀬、大島その他）が多いのに対して、第二期、第三期生については、専門科目の教育をもっぱらアペールが担当し、ボアソナードとの関係が比較的に稀薄なことである。本書所収の「司法省御雇外人アッペールの司法省法学校卒業式演説」は、従来記録の乏しいアペールについて、在日中の業績や法曹界に残した感化を考証した研究であり、正則科における法学教育の内容を補完する史料である。ここにみられるアペールの演説も、彼の豊かな教養学識と温厚誠実な人柄を伝える好文章として印象深いものがある。

第五章は、明治九年ごろ司法省において予測された当面の司法官養成の必要に対応して、短期かつ多数の法曹教育機関として別途に設けられた速成（変則）科を対象とする。ここでは、明治九年四月の員外出仕に始まり、その第三期生（一六年一〇月入学）の処遇が終了した明治二〇年末にいたるまでの経緯が、講義科目と担当者、各年次在籍者の席次また任官後の情況にわたって、詳細に記述されている。

本章で興味深いことは、この速成科の授業内容として、当時編纂中の日本民法草案の講義や、擬律擬判といった実務的演習に加えて、ヒルによる英法の講義（とくに速成第一期生）が含まれている点であり、このことは、速成科の法学教育が、正則科に比較して、かなり実務的性格の強いものであったことをうかがわせる。ともあれ、目前の法制度整備に対処すべく、正則、速成という異質の指導体制を用意した司法省の周到な方法が、それぞれにあげた成果は、本研究末章に指摘されているとおりである。

なお司法省蔵版として今日残っているボアソナード講述の各種フランス民法講義録や日本民法草案の条解が、法学校の科目表や反訳担当者の関連性よりして、その多くが速成科における講義であることが、本書において推定されているが、これらの書物が現在のボアソナード理論研究や現行法成立過程の考証にとって貴重な手がかりとなっていることを考えると、速成科の教育が残した学問的遺産もまた大きなものであったといえよう。

第六章は、本研究のむすびとして、司法省法学校出身者がその後の法曹界で果した役割を、明治三五年当時における全国の裁判所・検事局について検討し、全司法官一四一二名中に法学校出身者一六一名を数え、上級者ほどにその比重の大きなこと、また正則科出身者が速成科出身者よりも多く上級判検事に昇進している事実を論証する。

以上全六章をもって、司法省法学校の歴史的展開は、その全

期間を通して追及され、明治一七年の正則科廃止当時までの時点で中断していた正則科沿革略史・速成科沿革略史等による従来の法学校史は、本研究をもって漸く完結をみたことになる。司法省法学校の全貌が、ここにはじめて描きだされたのである。

四

元来法学教育史は、法典編纂史とか法思想史、学説史に比較して地味な分野である。とくにわが国の法制が一応整備され、学校教育制度が文部省の統轄下に完結するに至って、かって法学教育が明治初期にもたらした重大な現実的意義は、次第に埋没されてゆく。しかし「司法省法学校小史」が開示した当時の法学教育は、その当面の目標とされた法曹養成という範囲にとどまらず、現行法制の母胎となる明治期のフランス法継受を可能ならしめた精神的情況として、豊かな示唆をあたえるのである。

法学校の端緒をなす明法寮の役割をめぐる論争（三八頁）は、当時の法学教育の多面的機能に照応するものと思われるし、司法省法学校が東京帝国大学に合併される経緯の中に、後の法典論争における対立抗争の源流がみられるとの指摘（九七頁）も、法学教育の政治的ひろがりの中に理解されよう。

とくに実定法学の観点よりすれば、旧民法と現行民法との制度的ならびに法理的連絡を検証する上で、現行民法典の編纂に重要な役割をはたした梅謙次郎（正則第二期生）が、ボアソナードやアペールと法学校教育において、どのようなかかわりをもち、いかなる学問上・思想上の影響をうけたかは、興味のある問題である。夙に知られているように、フランス留学を了えて帰朝してから以後の梅は、その講義におけるボアソナードの草案・学説批判、法典論争に際しての断行派としての旧民法擁護、さらに民法起草委員としての旧民法修正等の活動を通じて、ボアソナードに対する批判者であると同時に、その理論的承継者としての、かなりに微妙な独自の立場をとる。このような意味で、ブスケ、ボアソナード、アペールらが遺した有形無形の精神的遺産は、なお探究されるべき今後の課題といえよう。これに関連して野田良之「ジョルジュ・ブスケの Le Japon de nos jours 雑観――同書刊行百年を記念して」（手塚豊教授退職記念論文集二四三頁以下）、西堀昭「元司法省法律顧問　ジョルジュ・ヴイクトル・アペールについて」（同上論文集八五三頁以下）等の研究、また司法省法学校出身者の法曹界外の活動を紹介するものとして中川浩一「明法寮生徒　中川元」（書斉の窓二四六号二五頁以下）が注目される。

五

本書第二部にあたる慶應義塾の法学教育史については、法律科が明治二三年一月の大学部設置に際し、文学科、理財科とともに創設され、現在の法学部法律学科にいたることは広く知られている。本書は、それ以前の義塾における法学教育として、

明治六年児玉淳一郎による英米法の講義と、同一二年目賀田種一郎らによる夜間法律科の授業をとりあげる。「慶應義塾法学教育事始」は、この夜間法律科創設の事情、当時の教師、諸規則、教科内容、また開設後一年足らずして挫折した情況等を当時の諸史料に拠り論考したものである。のちのウィグモア招聘以降に慶應法学の特色となる英米法中心の学風が、塾祖福沢諭吉先生の支援のもとに米国新帰朝の邦人法律家によって萌芽をみたこと、とくに福沢先生の法律観が、明治初期の日本の実状に即して、フランス法、ドイツ法よりも英法の研究を重視するものであったこと（この点については、本書に未収録の手塚「福沢先生の法律観」三田評論昭和一二年六月号一四頁参照）は、注目されるべきであろう。

「明治三十年頃の慶應義塾法律科」は、九大法律学校大勢一覧（明治三一年四月刊）の記録を義塾内の諸資料によって訂正補完しつつ、当時の義塾法学教育の情況を、他の有名大学・専門学校との対比において考察したものである。明治二五年に最初の卒業生五名を出してより、三〇年当時に漸く二二名の卒業生と二五名の在学生を数えるに過ぎなかった法律科が、あと二年にして開設百年を迎えようとしている現在、本書の記述はまことに感慨深いものがある。

「慶應義塾大学法学部法律学科小史」は、前記明治六年の法学講義、同一二年の夜間法律科に始まる前史より、同二三年の法律科開設以降、度重なる学制の変更・改革を経て旧制大学から戦後発足した新制大学としての昭和三二年（本稿執筆時）の現況にいたる義塾法学部法律学科の全史を克明に追及する。

ここでは、この間の教育・研究活動の展開が、各期の学制、諸規則、講義科目の変遷とともに記述され、その時々の義塾を代表する法曹人、学者の業績・学風が丹念に紹介されている。すなわち法律科開設前における義塾関係の法曹人としては横田国臣、三好退蔵、馬場辰猪の諸氏、法律科設置以降については、ウィグモア、神戸寅次郎、青木徹二、西本辰之助、浅井清、峯岸治三各教授の群像がこれである。本書により、明治初期に芽ばえた義塾の法学教育が、多くの先学のいかに苦難にみちた努力に支えられて今日に至ったかを知るとき、われわれは、感謝・畏敬の念とともに、明日の義塾に伝えるべく託された衣鉢の重さを痛感せざるをえない。

もとより学者の業績に対する認識・評価は、一定不動のものではなく、各分野における研究の発展とともに変化しうる。本書（二〇二頁以下）にとりあげられている神戸博士の民法学説も、明治後期から大正期にかけて学界を支配した（ある意味では、なお現在も残留している）いわゆる概念法学的方法論に拠る注釈学派を代表するものとして従来評価されてきたのであるが、その学説を現在あらためて検討するとき（その一つの企てとして、義塾民法専攻者グループによる神戸学説の再評価を課題とした研究「神戸寅次郎先生記念論文集」法学研究三八巻一号・昭和三九年があげられる）、従来の定説的見方には疑問を生ずる。ここに詳論する余裕がな

いけれども、例えば「合致論」や民法五二六条の法文の「一言一句をもゆるがせにしない」神戸博士の解釈には、民法各条の立法趣旨を厳密に確定しつつ、現実生活の多様な要請に着実に対応しようとする独自な方法が、その精緻な理論構成の背後に看取されるのであって、その正確な方法論上の評価は、なお今後の課題であるといわなければならない。このような意味で、歴史は生きているのであり、われわれは、みずからの歴史に属する先学の研究成果を、不断の批判の下に承継する責任を負うのである。われわれのうちなる歴史が死んだときに、神話がはじまる。

六

手塚博士の諸研究における原史料の博捜とその慎重厳格な考証・分析については、夙に定評がある。

かつて野田良之教授は、博士の旧著「明治初年の民法編纂——江藤新平の民法典編纂事業とその草案」（司法資料別冊一九号・昭和一九年刊）について、この問題に関する「最も詳細で、また歴史の考証においても極めて慎重な研究」として、次のように説かれている。

「史観というものはあくまで科学的には作業仮説にすぎないのであり、歴史的事実を検討していって、この仮説にあわなければ当然仮説の方が修正されなければなるまい。自分の仮説に都合のよい史料ばかりにたより、自分の仮説自身には一向懐疑の目をむけないというのは、歴史学者の態度ではなく、一定の史観の信徒にすぎない（中略）。この意味でも、手塚氏の研究は、江藤を評価する上で重要である」（明治初年におけるフランス法の研究・日仏法学創刊号三一頁）。

この評言は、本書「明治法学教育史の研究」についても、正確に妥当する。ここにみられる厳しく慎重な史料考証に支えられた歴史的事実の客観的記述は、読者の史観・信条の如何を問わず、抜きさしならぬ説得力をもって迫らずにはいない。史料は史料みずからをして語らしめよ、とはよく言われることではあるが、史料みずからをして真実を語らせることが、いかに至難のことか、そしていかに苛烈な学問的鍛練と強い自己抑制を経て、はじめて可能なものとなるかを、本書は伝えるように思われる。それ故に、これらの諸研究は実定法学を支える堅固な礎石をなすと同時に、その今後の進展にあらたな課題を重く負わせるのであろう。

（慶應通信・一九八八年・A5判・二九〇頁）

（昭和六三年七月五日稿）

内池　慶四郎